

秋の学習会、関東地本の仲間も参加



深夜労働改善問題交流会 & 秋の学習会開催

11月18日(日)に、大塚の東部区民事務所で、深夜労働改善問題交流会と秋の学習会が開催されました。

「郵便・物流ネットワーク再編」が進む中、より過酷な深夜労働になっています。特に普通局では人員削減により勤務時間中に休憩が取れず、明けに1時間超勤を付けるという違法行為が報告されました。

現在、総務省の郵便局活性化委員会の中で、日本郵便本社から土曜日休配や翌配体制の見直しなどの提案がされています。深夜労働改善に向けて良いタイミングだと思われますので、引き続き運動を強化していきます。

秋の学習会では、本部顧問の中村知明さん、本部委員長の日巻直映さんに、「郵政労契法20条裁判・東西高裁判決と今後のとりくみ」「19春闘の展望と課題」の二つのテーマで講演を頂きました。

東西地裁判決では、4つの請求を20条違反とし、不合理な労働条件の相違を認めた意義ある内容であり、均等待遇をめざす第一歩となる判決を勝ち取ることができました。18春闘では、ベアゼロはもちろん既存の手当の見直しにより、マイナス回答でした。

大幅増員・大幅賃上げ・均等待遇実現めざし、仲間を増やし要求実現を勝ち取りましょう。



各種人事制度の改正について 期間雇用社員

3 病気休暇の新設

★病気休暇の新設(期間雇用社員)
・「病気休暇」を新設しました。雇用契約の満了日までの間に必要と認める期間・無給となっています。
・取得希望者は申請が必要となります。

※「病気休暇」の新設に伴い、無給の休暇「その他私傷病」(1年度において10日の範囲)を廃止。

◆中央本部交渉では、「有給の制度とせよ」との組合の求めに対し、会社は「新設の休暇であり理解を」との姿勢に終始しました。本部は

の姿勢に終始しました。本部は重ねて現行の病気休暇(10日間)は賞与の算定基準である「実労働日数」とされていることを指摘、「その期間だけでも救済措置として設けるべき」と主張しました。

会社は「賞与支給係数の引き上げなど比較すればプラス」などと回答。本部は「問題が違う」と指摘し、有給化とともに引き続き求めていくと表明しました。均等待遇実現のためには見直しが必要です。

2019新春のつどい

2019年1月13日(日)
18時開場 18時30分開始
文京区民センター3A

(日程が変更になっています)

多数の参加を!

多数の結集を!

郵政20条裁判

高裁判決

東日本12月13日(木) 14時
東京高裁822号法廷
西日本1月24日(木)
13時15分
大阪高裁82号法廷

当面の行動日程

12月1日 東京全労協定期大会
5日 東京パート非正規連絡会
総会ラパス 18時30分
6日 全労連争議支援総行動
6日 辺野古新基地建設強行を許さない首都圏集会
一ツ橋ホール18時30分
6~8日 第11次オール郵政
沖縄ツアー
8日 第7回執行委員会
22日 全労連シンポジウム
「セクハラ、今こそ無くすとき」全労連会館13時

2019年
1月7日 東京地評旗開き
ホテルベルクラシック
18時30分

